

茂木町立逆川小学校学校評議員運営規程

(趣旨)

第1条

この規程は、茂木町教育委員会が委嘱する茂木町立逆川小学校（以下「逆川小」という）の学校評議員（以下「評議員」という）の勤務条件に関する基本的事項並びに逆川小の評議員制度の運用について定めるものとする。

(評議員会の名称)

第2条

評議員会の名称を「茂木町立逆川小学校評議員会」とする。

(評議員会設置の目的)

第3条

評議員から学校運営に関する意見を聴取し、学校運営に反映させるとともに、その協力を得ながら、学校運営の改善を図る。

(評議員の選定及び人数)

第4条

- (1) 評議員は、校長が推薦し、茂木町教育委員会が承認・委嘱する。
- (2) 評議員は、学区内に居住または通勤する者で、教育に関する理解と見識を有し、かつ、逆川小の学校運営に関心のある者の中から、逆川小の取り組むべき課題・解決すべき課題を勘案し、専門性・地域性・代表性・年齢・性別等を考慮し、幅広い分野から選定する。
- (3) 評議員の人数は5人とし、次に掲げる者をもって組織する。
 - 1 後援会代表（1）
 - 2 有識者・民生委員代表数名（3）
 - 3 P T A代表（1）

(評議員の任期)

第5条

- (1) 評議員の任期は、委嘱の日から年度末までとする。ただし、3年を限度に再任することができる。
- (2) 評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は前任者の在任任期とする。

(評議員会の開催回数)

第6条

評議員会の開催回数は、年3回程度とする。また、できるだけ学期に1回は開催するものとする。

(評議員会開催の手続き・形態・方法等)

第7条

- (1) 校長は、評議員会の開催に当たり、評議員に対し、2週間前までに開催期日・場所・協議内容等を明記した通知を送付しなければならない。
- (2) 開催形態は、評議員が一堂に会する会議を原則とするが、校長と各評議員が個別に対話し意見を聴取することもできる。
- (3) 校長は、評議員会の開催に当たり、協議内容に関する学校の活動状況や実施方法の現状・課題等について説明しなければならない。
- (4) 校長は、評議員会の開催に当たり、記録者及び協議内容に関する逆川小の職員を同席させることができる。

(評議員の任務)

第8条

評議員は、校長の求めに応じて、地域に開かれた学校づくりをするため、学校運営に関する次の事項についての意見を述べるものとする。

- (1) 学校の教育目標や教育計画に関すること。
- (2) 学校の教育活動や実施に関すること
- (3) 家庭や地域社会との連携・協力の進め方に関すること
- (4) 保護者や地域社会の意向に関すること
- (5) 児童の健全育成に関すること（地域ぐるみの児童指導のあり方も含む）
- (6) その他校長が協議したい学校運営の基本方針や教育活動に関すること

(評議員としての留意事項)

第9条

評議員は、職務の遂行に当たり、次の事項に留意する。

- (1) 茂木町教育委員会が学校評議員設置要項で定める身分・サービスを遵守しなければならない。
- (2) 前条に定める事項以外の事項については、意見を述べるができない。
- (3) 広く保護者や地域住民等の意向を把握し、特に学校運営に反映すべき意見には配慮することが望ましい。
- (4) 学校運営に関して、保護者や地域住民等の協力を得られるように配慮する。
- (5) 本制度は、一人一人がそれぞれの責任において意見を述べることを基本とするものであることから、評議員会以外でも必要に応じて意見を述べるができる。
- (6) 業務遂行上、知り得た秘密事項や個人情報等については、これを保護しなければならない。

(校長としての留意事項)

第10条

校長は、業務の遂行に当たり、次の事項に留意する。

- (1) 事務局は逆川小内に置き、運営担当として、教頭・教務主任が補佐する。
- (2) 評議員会及び評議員の意見が、校長の行う学校運営の意思決定を拘束するものではないが、率直な意見表明が不当に損なわれないように配慮する。
- (3) 校長は、保護者や地域住民に対し、学校運営に対する理解と協力を得るため、様々な機会をとおして逆川小の現状等を説明するように心がける。
- (4) 校長は、必要に応じて評議員会の議事内容を保護者や地域住民に公開することが望ましい。ただし、議事内容を公開しない等の措置が必要な場合も、校長の判断による。

(その他)

第11条

この規程に定めるもののほか、評議員に関し必要な事項は校長が定める。

附則

(適用期日)

この運営規程は、平成14年4月1日から適用する。

平成22年6月11日一部改正< 第4条(3)>

平成26年4月1日一部改正< 第4条(3)>